

神奈川県立綾瀬西高等学校PTA規約

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、神奈川県立綾瀬西高等学校PTAと称し、事務所を学校内に置く。

(目 的)

第2条 本会は学校における教育目的の達成に協力し、生徒の心身の健全な発達と福祉の増進を助け、あわせて、会員相互の親睦・融和をはかることを目的とする。

(方 針)

第3条 本会は、教育の振興を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体と協力する。
- (2) 営利的、宗教的、政治的活動をしない。
- (3) 他のいかなる団体、または機関の支配や干渉を受けない。
- (4) 学校の管理運営、人事に干渉しない。

(会 員)

第4条 本会の会員は、本校生徒の保護者及び本校の教職員とする。

第2章 会 計

(会 計)

第5条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

第6条 会費は、通常会費及び特別会費とする。通常会費の額及び特別会費の種類、額等については別に定める。

第7条 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役 員

(役 員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----------------|
| (1) 会 長 | 1名 (保護者) |
| (2) 副会長 | 2名 (保護者) |
| (3) 書 記 | 4名 (保護者2名、職員2名) |
| (4) 会 計 | 4名 (保護者2名、職員2名) |

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括し、総会、役員会及び運営委員会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 書記は、本会各会議の議事を記録し、事務を総括処理する。
- (4) 会計は、本会の会計事務を処理する。

(役員の仕事)

第10条 役員は、指名委員会の推薦により総会で選任する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第12条 補欠(または増員)による役員の仕事は、前任者(または現任者)の残存期間とする。

第4章 会 計 監 査

(会計監査)

第13条 本会に会計監査を原則として6名(保護者)を置き、当該年度の会計を監査し、その結果を総会で報告する。

- (1) 新入生から会計監査を2名、持ち上がり学年から2名、外部監査として2名を置く。

第14条 会計監査の選任及び任期は、役員と同様とする。

第5章 機 関

(機 関)

第15条 本会に次の機関を置く。

(1) 総 会 ア、通常総会 イ、臨時総会

(2) 役員会 (3) 運営委員会

(組 織)

第16条 総会は全会員をもって組織する。

第17条 役員会は、役員、校長、副校長、教頭、事務長をもって組織する。

第18条 運営委員会は、役員会及び各常任委員会の正副委員長をもって組織する。

(総 会)

第19条 総会は、本会の最高決議機関であり、この会則に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び事業報告の承認に関すること。

(2) 予算及び決算の承認に関すること。

(3) その他、この会の運営に関すること。

(役員会)

第20条 役員会は、運営委員会の内部機関として、会務処理に応じて開くことが出来る。

(運営委員会)

第21条 運営委員会は、次の事項を審議する。

(1) 各常任委員会の連絡調整。(2) 総会に付議すべきこと。

(2) その他、この会の運営に関すること。

(招集)

第22条 通常総会は、毎年年度の初めに、臨時総会は運営委員会が認めたとき、または、会員の3分の1以上の請求があったときに、会長が招集する。

第23条 運営委員会は、毎学期1回及び会長が必要と認めたとき、会長が招集する。

(定足数)

第24条 総会、役員会及び運営委員会にあっては、それぞれ2分の1以上が出席しなければ、その議事を開き議決することは出来ない。

第25条 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任状)

第26条 総会に出席できない会員は、委任状で出席に代えることが出来る。

第6章 常任委員会・特別委員会

(常任委員会)

第27条 本会に常任委員会として、次の各委員会を置く。

(1) 成人教育委員会 (2) 広報委員会 (3) 学年委員会

第28条 運営委員会の承認を得て、前項の他に新たに常任委員会を設けることが出来る。

(特別委員会)

第29条 本会には特別の目的を執行するために、必要に応じて特別委員会を設けることが出来る。

第7章 会則の変更

(会則の変更)

第30条 本会の会則は、総会において3分の2以上の同意により改正することができる。

第8章 補 足

(細 則)

第31条 この会の施行について必要な事項は、細則として運営委員会が定める。

(細則の制定及び改廃)

第32条 運営委員会は、細則を制定及び改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

(慶弔規定)

第33条 会員等の慶弔については、別に定める。

付 則

施行期日 1983(昭和58)年4月5日
改正期日 2005(平成17)年4月1日
改正期日 2008(平成20)年4月1日
改正期日 2010(平成22)年4月1日
改正期日 2012(平成24)年4月1日
改正期日 2013(平成25)年1月19日

細 則

(目 的)

第1条 この細則は、会則31条の規定に基づき、本会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指名委員会)

第2条 指名委員会の委員は、その運営委員会ならびに教職員から選出された若干名をもって構成する。

2. 正副委員長は、委員の互選により選出する。
3. 指名委員会は、次年度役員候補者を選考し、被選考者の同意を得て総会前にその氏名を発表する。
4. 本会の会員のうちで、役員に立候補を希望する者は、あらかじめ指名委員会に申し出るものとする。
5. 指名委員会は2月に発足し、その任務が終了したときに解散する。

(常任委員会の構成・任期)

第3条 常任委員会の構成、任期は次の通りとする。

2. 各委員会の委員の数は、各学年若干名とする。
3. 各委員会の正副委員長は、委員の互選に基づいて、会長が委嘱する。
ただし、副委員長のうち1名は、教職員とする。
4. 各委員会の正副委員長及び委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
5. 各委員の招集は各委員長が行う。

(常任委員の任務)

第4条 各常任委員の任務は次の通りとする。

2. 成人教育委員会は、会員の教養の向上と、会員相互の親睦を図る。
3. 広報委員会は、会員相互の連携を密にし、本会事業の周知徹底を図る。
4. 学年委員会は、各学年の事業の立案実施にあたり、また、各学年の連絡調整をはかる。

(特別委員会)

第5条 特別委員会は、運営委員会が必要と認めたときに置く。

2. 特別委員会の委員は、運営委員会の推薦により、また、正副委員長の互選に基づいて、ともに会長が委嘱する。
3. 特別委員会は、特別な事項について調査研究を行う。
4. 特別委員会の任期は、その任務の終了までとする。
5. 特別委員会の招集は、委員長が行う。
6. 委員の数はその都度定める。

(会 費)

第6条 本会の会費の額は総会で定める。

2. PTA会費については、兄弟・姉妹が在籍している場合一家庭とみなし、徴収する。
3. 学年の中途において入学し、退学し、または転出する者については、月額にその在学しない月の数を乗じて得た額を免除する。

(内 規)

第7条 役員及びその他の諸委員会は、本会の会則及び細則に反しない限り、運営委員会の承認を経て、それぞれ内規を定めることができる。

(細則の変更)

第8条 この細則は、運営委員会において、3分の2以上の同意により改正することができる。

(付) 慶 弔 規 定

2011(平成23)年5月15日より改訂適用

項 目		基 準	備 考
慶 弔 規	会員(保護者)の死去	香 典 5 0 0 0 円 (学校・PTA連名)	・香典はPTAより5000円 参列はPTA代表として、副会長とする。
	本部・委員会委員 退任時の記念品	・3年間500円相当 ・運営委員はそれに 500円相当を加える	ただし、各年3回以上出席のこと。
	お見舞い	天災等による被害 3000円	
定	結婚	結婚 5000円	
	配偶者・子の死去	香典 5000円	・香典は学校名、PTAを併記する。
	本人の死去	Pの場合に準じて考慮	
	お見舞い	天災、長期療養 (15日以上)3000円	
	教職員の転任・退職	在任3年まで3000円。そ れ以降は1年につき100 0円を加える。	1年未満も1年とみなす。 ただし、5000円を限度とする。